別表六のニ（二十）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六のニ（二十）付表　前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第68条の15の７第１項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
			1	2
第５号	：　：	①	別表六の二(六)「30」　円	円
	：　：	②	別表六の二(六)「31」	
	計	③		
第６号	：　：	④	別表六の二(七)「43」	
	：　：	⑤	別表六の二(七)「44」	
	計	⑥		
第７号	：　：	⑦	別表六の二(八)「31」	
	：　：	⑧	別表六の二(八)「32」	
	：　：	⑨	別表六の二(八)「33」	
	：　：	⑩	別表六の二(八)「34」	
	計	⑪		
平成28年改正前の第８号	：　：	⑫	別表六の二(十)「31」	
	：　：	⑬	別表六の二(十)「32」	
	計	⑭		
平成28年改正前の第９号	：　：	⑮	別表六の二(十一)「36」	
	：　：	⑯	別表六の二(十一)「37」	
	計	⑰		
第12号	：　：	⑱	別表六の二(十五)「30」	
	：　：	⑲	別表六の二(十五)「31」	
	計	⑳		
第15号	：　：	㉑	別表六の二(九)「14」	
	：　：	㉒	別表六の二(九)「15」	
	：　：	㉓	別表六の二(九)「16」	
	：　：	㉔	別表六の二(九)「17」	
	計	㉕		
震災特例法第25条の２第３項、第25条の２の２第３項又は第25条の２の３第３項	：　：	㉖	別表六の二(十八)「36」	
	：　：	㉗	別表六の二(十八)「37」	
	：　：	㉘	別表六の二(十八)「38」	
	：　：	㉙	別表六の二(十八)「39」	
	計	㉚		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）